

株式会社設立手順ガイド

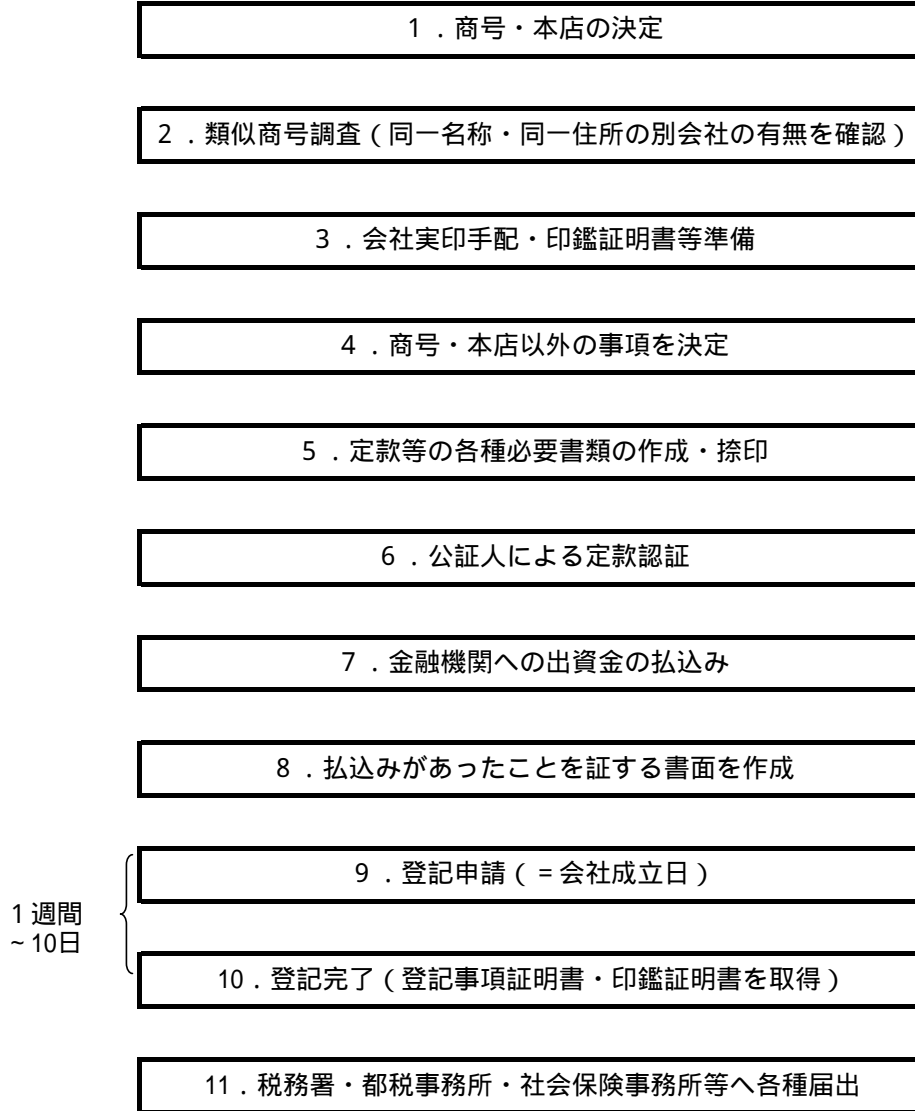


〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-6
ストークビルディング本石10F〈受付9F〉
TEL 03-3270-9962 FAX 03-3270-9969

株式会社・設立手順の流れ

発起設立の場合

(所要日数の目安)



登記申請から登記完了までの日数は、管轄法務局・時期等により変わります。

必要書類リスト

作成する書類

番号	書類名	通数
1	定款	3通
2	定款認証用委任状	1通
3	発起人決定書（発起人が複数の場合は発起人会議事録）	2通
4	調査報告書	2通
5	払込みがあったことを証する書面（下記 2の書類と合綴します）	2通
6	代表取締役の選定を証する書面（代表取締役を選定する場合）	2通
7	取締役・代表取締役・監査役の就任承諾書	各2通
8	資本金の額が会社法等の規定に従って計上されたことを証する書面	2通
9	登記委任状	1通
10	印鑑届書	2通
11	印鑑カード交付申請書	2通

1 定款は公証役場用・会社保存用・登記用の3通です。

2 各書類は会社保存用・登記用の2通です。

用意する書類

番号	書類名	通数
1	発起人の印鑑証明書	各1通
2	会社法人等の登記事項証明書（発起人が会社等の場合）	各1通
3	代表取締役の印鑑証明書（取締役会を設置する場合）	各1通
4	取締役の印鑑証明書（取締役会を設置しない場合）	各1通

すべて発行から3か月以内のもの。

金融機関関係の書類

番号	書類名	通数
1	預金通帳（発起人が複数の場合は発起人代表のもの）	1通
2	出資金払込み後の預金通帳のコピー	2通

出資金の払込みは、定款認証後に、振込人名が記帳されるように行う必要があります。

捺印する印鑑の種類

番号	印鑑の種類
1	発起人の実印（発起人が会社の場合は会社実印）
2	設立する会社の会社実印
3	代表取締役の個人実印（取締役会を設置する場合）
4	取締役・監査役の実印（取締役会を設置する場合）
5	取締役全員の個人実印（取締役会を設置しない場合）

株式会社設立決定事項 記入シート

商号	第1希望	株式会社(位置は、前・後)			
	第2希望	株式会社(位置は、前・後)			
目的	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
		前各号に附帯する一切の事業			
本店				設立予定日	平成 年 月 日
発起人	住所		氏名		引受分 株
	住所		氏名		引受分 株
	住所		氏名		引受分 株
設立時発行株式数	株		資本金	円	
出資金の証明	預金通帳による払込金の証明書				
発行可能株式数	株 (株式の譲渡制限規定を設ける場合は上限なし。それ以外は発行株式数の4倍まで)				
事業年度	毎年 月 日 から 翌年・同年 月 日 まで				
公告方法	官報・日刊新聞紙(新聞)・電子公告(決算公告のみも可。URL)				
株式の譲渡制限	無・有(譲渡承認機関 → 株主総会・取締役会・代表取締役・その他)				
株券の発行	無・有(例:当社は株式に係る株券を発行する。) ※原則は株券不発行				
株式の売渡請求	無・有(定款記載例:相続その他の一般承継により当社株式を取得した者に対し、当該株式を会社へ売り渡すことを請求できる)				
取締役の員数	名以上・名以内		取締役の資格(譲渡制限を設定する場合のみ株主に限定することができる)		有・無
取締役の任期	通常どおり(2年)・最長10年(譲渡制限を設定する場合のみ)・その他 年				
取締役	氏名		氏名		
	氏名		氏名		
代表取締役	住所		住所		
	氏名		氏名		
取締役会の設置	有・無 (株式の譲渡制限を設定しない場合は必置)				
取締役会の書面決議					
監査役の設定	有・無 (株式の譲渡制限を設定しない場合は必置)		員数	名以上・名以内	
監査役の名					
監査の範囲	通常どおり(業務監査・会計監査)・会計に関するもののみ				
監査役資格	有・無 (譲渡制限を設定する場合のみ株主に限定することができる)				
監査役任期	通常どおり(4年)・最長10年(譲渡制限を設定する場合のみ)・その他(但し4年未満は不可) 年				
会計参与の設定	有・無		員数	名以上・名以内	
会計参与の名			※資格は税理士・税理士法人・公認会計士・監査法人に限定されます。		
会計参与任期	通常どおり(2年)・最長10年(譲渡制限を設定する場合のみ)・その他 年				
会計監査人の設置	有・無 (資本金5億円以上の会社は必置)		員数	名以上・名以内	
会計監査人の名			※資格は公認会計士・監査法人に限定されます。		
責任免除	取締役・会計参与・監査役・会計監査人が任務を怠った場合の会社に対する賠償責任について、 取締役の過半数の同意(取締役会設置会社では取締役会の決議)によって、一定額の免除ができる旨の定款の定め 有・無 (ただし、次の要件を満たす場合のみ可能:①監査役設置会社・②取締役2名以上)				
責任限定契約	社外取締役・会計参与・社外監査役・会計監査人が任務を怠った場合の会社に対する賠償責任について、 この責任を限定させる内容の契約を締結することができる旨の定款の定め 有・無				
その他 ※上に書ききれない場合等にご使用ください。	《発行する全部の株式の内容・種類株式・剰余金の配当等につき、別段の規定をおく場合は、その内容をご記入ください。》				